

重要事項説明書（訪問看護及び介護予防訪問看護）

1 事業所の概要

- (事業所名) 訪問看護ステーション ベターデイズ岐阜
(所在地) 岐阜県岐阜市瑞雲町 5 丁目 14-4 翔ずいうん 1A
(指定番号) 岐阜市 2160191546
(管理者・連絡先) 桐山 恵 電話：058-201-3415 FAX：058-201-3416
(サービス提供地域) 岐阜市、本巣市、瑞穂市、本巣郡北方町、山県市、各務原市
羽島郡（笠松町、岐南町）一宮市

2 事業所の職員体制

- 管理者（保健師又は看護師） 1 名
看護師 名以上
リハビリ士 名以上

3 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日＝午前 8 時 30 分～午後 5 時
土曜日、日曜日は要相談

休業日：国民の休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は、原則お休みとします

4 訪問看護サービスの内容

- ・身体状況や病状の観察
 - ・療養上のお手伝い（生活リズム、通院・服薬等について、健康上の不安を一緒に考えます）
 - ・栄養、清潔、排泄等の日常生活の支援（衣食住など、具体的な日常生活についても支援します）
 - ・ターミナルケア
 - ・医療的ケアのご相談（医療的な処置が必要になった場合や、体調で気になる事がある場合もご相談承ります）
 - ・利用者家族への介護等の相談（介護の方法の指導、認知症状の対応等、医療的ケア、生活上の困りごとについて、ご相談承ります）
 - ・時間外での相談（突然の困りごと、不安や急な体調不良がありましたら、その状況を乗り越えることができるように支援します）
 - ・機能訓練などのリハビリテーション
- ※訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士が行うことがある）
- ・介護サービス等の相談
 - ・医師の指示による医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理

5 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 訪問看護の基本料金は別紙記載しておりますので、ご参照ください。
- (2) 訪問看護衛生材料等は実費を請求します。
- (3) 訪問看護の利用キャンセルは以下の通りとします。
 - ①訪問看護のキャンセルは、**利用日前日の16時30分まで**にお願いします。
 - ②連絡がない場合は、**キャンセル料(1500円)**をいただきます。
 - ③当日訪問して不在の場合も、同様のキャンセル料をいただきます。
 - ④緊急、やむを得ない事情がある場合は、その都度ご相談させていただきます。

6 支払い方法及び支払日

- (1)利用料金のお支払いは、口座振替(自動引き落とし)により行うものとします。
- (2)当ステーションは、前月の利用料金を翌月15日までにご利用者様にご通知し、当日末日に口座振替による引き落としを行います。
- (3)ご利用者様は、当ステーションが指定する口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、速やかにご提出いただきます。
- (4)なお、契約日および手続きの都合により、初回または一部の利用料金の引き落としが翌々月となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (5)口座引き落としができなかった場合は、必要に応じて再引き落とし、現金での手渡し、またはお振込みによりお支払いをお願いいたします。
- (6)振込手数料等の実費は、ご利用者様にご負担いただく場合がございます。
- (7)お支払いが一か月以上遅延し、当ステーションからの催促にもかかわらず、指定した期日(原則として催促後10日以内)までにお支払いいただけない場合は、契約を解除させていただく場合がございます。その場合でも、未払い分については全額分お支払いいただきます。

8 苦情対応

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対して、下記の窓口を設置し、訪問看護サービスに関する利用者の要望・苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。お気軽にお電話ください。

(事業所名) 訪問看護ステーション ベターデイズ岐阜

(所在地) 岐阜市瑞雲町5丁目14-4 翔ずいうん1A

(対応時間) 8:30-17:00 ※国民の祝日、12月30日～1月3日を除く

(連絡先) TEL 058-201-3415 FAX 058-201-3416

(管理者) 桐山 恵

訪問看護ステーション ベターデイズ 利用料金表 (医療保険)					
1.基本料金					
		料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	5,500円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降 ※1	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護療養費Ⅱ ※2	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日以降	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護療養費Ⅲ ※3		8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
2.その他加算 (対象者のみ)					
24時間対応体制加算 (月1回)		6,520円	652円	1,304円	1,956円
夜間・早朝訪問看護加算 ※4	午前6時～午前8時	2,100円	210円	420円	630円
	午後6時～午後10時				
深夜訪問看護加算	午後10時～翌午前6時	4,200円	420円	840円	1,260円
緊急時訪問看護加算 (1回につき) ※5		2,650円	265円	530円	795円
特別管理加算 (月1回) ※6-2 ※6-3	Ⅰ	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	Ⅱ	2,500円	250円	500円	750円
難病等複数回訪問看護加算 ※7	1日2回以上	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
複数名訪問看護加算 ※8	看護師・保健師 (週1回限り)	4,500円	450円	900円	1,350円
	准看護師	3,800円	380円	760円	1,140円
	看護補助者	3,000円	300円	600円	900円
長時間訪問看護加算 (週1回に限り) ※9		5,200円	520円	1,040円	1,560円
退院時共同指導加算 (入院・入所時に1回限り) ※10		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 ※11		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算 ※12		6,000円	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算 (長時間にわたる指導を行った場合)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算 (月1回) ※13		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)※14		2,000円	200円	400円	600円
情報提供療養費 (月1回) ※15	1	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費 (月1回) ※16	3				
ターミナルケア療養費 ※17	1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
※18	2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

- ※1 厚生労働大臣が定める疾病等にある方は、週4日以上以上の訪問が可能
- ※2 同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合に算定
- ※3 入院中の外泊時の訪問看護
- ※4 記載時間帯に訪問看護を利用された場合に算定
- ※5 計画がなく、利用者、家族の求めに応じて、主治医の指示に基づき訪問看護を実施した場合
- ※6 厚生労働大臣が定める状態にある方

※6-1 厚生労働大臣の定める疾病等

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症 ●重症筋無力症 ●スモン ●筋委縮性側索硬化症 ●脊髄小脳変性症 ●ハンチントン病
- 進行性筋ジストロフィー症 ●パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））
- 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） ●プリオン病
- 亜急性硬化性全脳炎 ●ライソゾーム病 ●副腎白質ジストロフィー ●脊髄性筋委縮症 ●球脊髄性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ●後天性免疫不全症候群 ●頸髄損傷
- 人工呼吸器を使用している状態の者

※6-2 特別管理加算（Ⅰ）の厚生労働大臣が定める状態にある方

- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態
- ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態
- ・在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

※6-3 特別管理加算（Ⅱ）の厚生労働大臣が定める状態にある方

- 1) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- 2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- 3) 真皮を超える褥瘡の状態
- 4) 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

- ※7 末期の悪性腫瘍、特定疾患等厚生労働大臣が定める疾病がある場合、または特別訪問看護指示書の交付があった場合に算定
- ※8 厚生労働大臣が定める利用者に、同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な場合に算定
- ※9 1回の訪問が90分を超える場合
- ※10 入院、入所中の医療機関・介護老人保健施設の退院・退所にあたり、主治医または施設職員と療養上必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合に算定。特別管理加算の対象利用者は2回まで算定できる
- ※11 退院時共同指導加算において、利用者が特別管理加算対象者の場合に算定
- ※12 厚生労働大臣が定める疾病等にある方が、退院日に訪問した場合に算定
- ※13 訪問診療を実施している医療機関、薬局等と文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合に算定
- ※14 通院困難な利用者の状態の急変等に伴い、主治医の求めにより訪問診療実施機関、薬局、介護支援専門員と共同で利用者自宅でカンファレンス・指導を行った場合に算定
- ※15 市町村等からの求めに応じて、利用者の住居地を管理する市町村等に対して必要な情報を提供した場合に算定
- ※16 入院・入所する保険医療機関等に対して、訪問看護に係る情報を提供した場合に算定
- ※17 利用者の死亡日、及び、死亡前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ利用者及びその家族等に対して説明の上、ターミナルケアを行った場合に算定
- ※18 特養に入所している利用者に対して、ターミナルケア療養費1の条件を行った場合に算定

訪問看護ステーション バターデイズ 利用料金表（保険適用外）

保険適用外の費用		料金	備考	
保険外費用	交通費 (訪問 1 回につき)	実施地域内	0 円	
		実施地域外	100 円	実施地域を超えて 1 km毎に 100 円の実費負担となります
	営業時間外(平日を除く)の予定にない訪問 (1 回につき)		1,500 円	※6-1 に該当している利用者、特別訪問看護指示書が発行されている利用者は対象外です
	保険算定外の訪問 (30 分毎)	営業時間内	4,000 円	自宅、施設以外の場所での訪問看護を希望する場合には、自費負担となります
		営業時間外	5,000 円	
		22 時～6 時	6,000 円	
	吸引器貸し出し(1 日)		100 円	貸出期間は最長 30 日です
	訪問のキャンセル (訪問 1 回につき)	前日 16 時 30 分 までの連絡	0 円	緊急、やむを得ない事情がある場合は、その都度ご相談させていただきます
		当日、前日 16 時 30 分以降の連絡	1,500 円	
	衛生材料		実費	使用した衛生材料のうち、利用負担が適当と認められる費用は実費負担となります
ご遺体のお世話		10,000 円		

〈当事業所の実施地域〉

岐阜市、本巣市、瑞穂市、本巣郡北方町、山県市、各務原市、羽島郡（笠松町、川島町、岐南町）

〈当事業所の営業日時〉

- ・月曜日～金曜日：8 時 30 分～17 時 00 分
- ・土曜日、日曜日：要相談

※休業日：12 月 29 日～1 月 3 日、国民の休日

重要事項説明書（訪問看護及び介護予防訪問看護）

1 事業所の概要

- (事業所名) 訪問看護ステーション ベターデイズ岐阜
(所在地) 岐阜県岐阜市瑞雲町 5丁目 14-4 翔ずいうん 1A
(指定番号) 岐阜市
(管理者・連絡先) 桐山 恵 電話：058-201-3415 FAX：058-201-3416
(サービス提供地域) 岐阜市、本巣市、瑞穂市、本巣郡北方町、山県市、各務原市
羽島郡（笠松町、岐南町）一宮市

2 事業所の職員体制

- 管理者（保健師又は看護師） 1名
看護師 名以上
リハビリ士 名以上

3 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日＝午前 8 時 30 分～午後 5 時

土曜日、日曜日は要相談

休業日：国民の休日・年末年始（12月29日～1月3日）は、原則お休みとします

4 訪問看護サービスの内容

- ・身体状況や病状の観察
 - ・療養上のお手伝い（生活リズム、通院・服薬等について、健康上の不安を一緒に考えます）
 - ・栄養、清潔、排泄等の日常生活の支援（衣食住など、具体的な日常生活についても支援します）
 - ・ターミナルケア
 - ・医療的ケアのご相談（医療的な処置が必要になった場合や、体調で気になる事がある場合もご相談承ります）
 - ・利用者家族への介護等の相談（介護の方法の指導、認知症状の対応等、医療的ケア、生活上の困りごとについて、ご相談承ります）
 - ・時間外での相談（突然の困りごと、不安や急な体調不良がありましたら、その状況を乗り越えることができるように支援します）
 - ・機能訓練などのリハビリテーション
- ※訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士が行うことがある）
- ・介護サービス等の相談
 - ・医師の指示による医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理

5 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 訪問看護の基本料金は別紙記載しておりますので、ご参照ください。
- (2) 訪問看護衛生材料等は実費を請求します。
- (3) 訪問看護の利用キャンセルは以下の通りとします。
 - ①訪問看護のキャンセルは、**利用日前日の16時30分まで**にお願いします。
 - ②連絡がない場合は、**キャンセル料(1500円)**をいただきます。
 - ③当日訪問して不在の場合も、同様のキャンセル料をいただきます。
 - ④緊急、やむを得ない事情がある場合は、その都度ご相談させていただきます。

6 支払い方法及び支払日

- (1) 利用料金のお支払いは、口座振替(自動引き落とし)により行うものとします。
- (2) 当ステーションは、前月の利用料金を翌月15日までにご利用者様にご通知し、当日末日に口座振替による引き落としを行います。
- (3) ご利用者様は、当ステーションが指定する口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、速やかに提出していただきます。
- (4) なお、契約日および手続きの都合により、初回または一部の利用料金の引き落としが翌々月となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 口座引き落としができなかった場合は、必要に応じて再引き落とし、現金での手渡し、またはお振込みによりお支払いをお願いいたします。
- (6) 振込手数料等の実費は、ご利用者様にご負担いただく場合がございます。
- (7) お支払いが一月以上遅延し、当ステーションからの催促にもかかわらず、指定した期日(原則として催促後10日以内)までにお支払いいただけない場合は、契約を解除させていただきます。その場合でも、未払い分については全額分お支払いいただきます。

7 ご利用にあたってのお願い

訪問看護サービス利用にあたり、医療保険証や受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。

やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願い致します。

8 苦情対応

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対して、下記の窓口を設置し、訪問看護サービスに関する利用者の要望・苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。お気軽にお電話ください。

(事業所名) 訪問看護ステーション ベターデイズ岐阜

(所在地) 岐阜市瑞雲町5丁目14-4 翔ずいうん1A

(対応時間) 8:30-17:00 ※国民の祝日、12月29日~1月3日を除く

(連絡先) TEL 058-201-3415 FAX 058-201-3416

(管理者) 桐山 恵

【介護保険に関する相談・質問についての地域行政窓口】

- ・相談対応 岐阜市役所 介護保険課
- ・対応時間 平日 8時45分～17時30分
(土日、国民の休日、12月29日～1月3日を除く)
電話:058-214-2093 FAX:058-267-6015
- ・相談対応 国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談係
- ・対応時間 平日 午前9時～午後5時
(土日、国民の休日、12月29日～1月3日を除く)
電話:058-275-9826 FAX:058-275-7635

- ・相談対応 各務原市役所 介護保険係
- ・対応時間 平日 8時30分～17時15分
(土日、国民の休日、12月29日～1月3日を除く)
電話:058-383-1778
- ・相談対応 国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談係
- ・対応時間 平日 午前9時～午後5時
(土日、国民の休日、12月29日～1月3日を除く)
電話:058-275-9826 FAX:058-275-7635

訪問看護ステーション バターデイズ 利用料金表(介護保険)

◎基本料金(各1回につき)

令和6年6月

			訪問看護提供時間	利用内容略称	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
基本項目	要介護者	サービス利用料	20分未満	訪問看護Ⅰ1	314	314円	628円	942円
			30分未満	訪問看護Ⅰ2	471	471円	942円	1,413円
			30分以上60分未満	訪問看護Ⅰ3	823	823円	1,646円	2,469円
			60分以上1時間30分未満	訪問看護Ⅰ4	1,128	1,128円	2,256円	3,384円
		理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20分以上/回	訪問看護Ⅰ5	294	294円	588円	882円
			1日2回まで		訪問看護Ⅰ5×2	588	588円	1,176円
			1日3回以上の場合は90/100	訪問看護Ⅰ5×3	793	793円	1,586円	2,379円
		要支援者	サービス利用料	20分未満	介護予防訪問看護Ⅰ1	303	302円	606円
	30分未満			介護予防訪問看護Ⅰ2	451	450円	902円	1,353円
	30分以上60分未満			介護予防訪問看護Ⅰ3	794	792円	1,588円	2,382円
	60分以上1時間30分未満			介護予防訪問看護Ⅰ4	1,090	1,087円	2,180円	3,270円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士		20分以上/回	介護予防訪問看護Ⅰ5	284	283円	568円	852円
			1日2回まで		介護予防訪問看護Ⅰ5×2	568	566円	1,136円
	1日3回以上の場合は50/100	介護予防訪問看護Ⅰ5×3	426	426円	852円	1,278円		

※利用開始月の属する月から12か月超の方に介護予防訪問看護を行った場合は1回につき5単位減算となります。

◎早朝・夜間・深夜加算

早朝	午前6時～午前8時	基本項目の該当料金に対して25%加算となります
夜間	午後6時～午後10時	
深夜	午後10時～午前6時	基本項目の該当料金に対して50%加算となります

◎その他加算料金

初回加算Ⅰ ※1			350	350円	700円	1,050円
初回加算Ⅱ ※1-2			300	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算 ※2			574	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算Ⅰ ※3			500	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ ※4			250	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算Ⅰ(1回につき) ※5	月1回	30分未満	254	254円	508円	762円
	月1回	30分以上	402	402円	804円	1,206円
複数名訪問看護加算Ⅱ(1回につき) ※6	月1回	30分未満	201	201円	402円	603円
	月1回	30分以上	317	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算(1回につき) ※7			300	300円	600円	900円
退院時共同指導加算 ※8			600	600円	1,200円	1,800円
看護・介護職員連携強化加算(1か月に1回)			250	250円	500円	750円
中山間地域居住者へのサービス提供加算 ※			所定単位数×5/100			
ターミナルケア加算 ※10			2,500	2,500円	5,000円	7,500円

※1 病院、診療所などから退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に算定

※1-2 病院、診療所などから退院した日に指定訪問看護を行った場合に算定

※2 ご契約の方に24時間対応いたします

※3、4 厚生労働大臣が定める状態にある方

※5 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合に算定

※6 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に算定

※7 特別管理加算対象者に対して1時間30分以上訪問看護を実施した場合に算定

※8 入院中もしくは入所中の利用者に対し主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合1回に限り算定

- ※9 基本単位数（看護師、理学療法士による訪問）
夜間早朝加算、深夜加算、複数名加算、長時間訪問看護加算
対象となる地域：根尾、外山、木知原、
- ※10 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定

《介護保険の利用者負担額計算方法》

（基本項目の単位数+該当している加算）×10.42円（岐阜市6級地）10.21円（各務原市7級地単位）
×自己負担割合（1割・2割・3割）＝介護保険の利用者負担額

訪問看護ステーション バターデイズ 利用料金表（保険適用外）

保険適用外の費用		料金	備考	
保険外費用	交通費 (訪問1回につき)	実施地域内	0円	
		実施地域外	100円	※5 実施地域を超えて1km毎に100円の実費負担となります
	営業時間外(平日を除く)の予定にない訪問 (1回につき)		1,500円	※1 に該当している利用者、特別訪問看護指示書が発行されている利用者は対象外です
	保険算定外の訪問 (30分毎)	営業時間内	4,000円	自宅、施設以外の場所での訪問看護を希望する場合には、自費負担となります
		営業時間外	5,000円	
		22時～6時	6,000円	
	吸引器貸し出し(1日)		100円	貸出期間は最長30日です
	訪問のキャンセル (訪問1回につき)	前日16時30分 までの連絡	0円	緊急、やむを得ない事情がある場合は、その都度ご相談させていただきます
		当日、前日16時 30分以降の連絡	1,500円	
	衛生材料		実費	使用した衛生材料のうち、利用負担が適当と認められる費用は実費負担となります
ご遺体のお世話		10,000円		

※1 厚生労働大臣の定める疾病等

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症 ●重症筋無力症 ●スモン ●筋委縮性側索硬化症 ●脊髄小脳変性症 ●ハンチントン病
- 進行性筋ジストロフィー症 ●パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））
- 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） ●プリオン病
- 亜急性硬化性全脳炎 ●ライソゾーム病 ●副腎白質ジストロフィー ●脊髄性筋委縮症 ●球脊髄性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ●後天性免疫不全症候群 ●頸髄損傷
- 人工呼吸器を使用している状態の者

※2 特別管理加算（Ⅰ）の厚生労働大臣が定める状態にある方

- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導、在宅強心剤持続投与指導管理を受けている
- ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

※3 特別管理加算（Ⅱ）の厚生労働大臣が定める状態にある方

- 1) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- 2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- 3) 真皮を超える褥瘡の状態
- 4) 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※4 長時間訪問を要する利用者

- 1) 15歳未満の超重症児または準超重症児
- 2) ※2、※3の状態にある方
- 3) 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている方

※5 当事業所の実施地域

岐阜市、本巣市、瑞穂市、本巣郡北方町、山県市、各務原市、羽島郡（笠松町、川島町、岐南町）

※6 当事業所の営業日時

- ・月曜日～金曜日：8時30分～17時00分
- ・土曜日、日曜日：要相談

※休業日：12月30日～1月3日、国民の休日